

児童福祉法施行令の一部を改正する政令案 パブリックコメント結果

意見 計 280 件

(意見抜粋)

- ・ 現地に行くことで判ることはたくさんあります。
具体的には、臭い、汚れ、整理整頓の欠如、2方向避難路が現実に避難可能な状態か、備えるべき帳簿・備品などが現実に存在するか、子どもや職員の表情など、現地に行けば一目瞭然なことから、ちょっとおかしいな?と思って精査・深掘りのキッカケになることまで、さまざまな情報が得られます。百聞は一見に如かず、です。
- ・ 昨今増えている企業主導型保育施設や小規模保育などは、基準の規制緩和がされているところですが、だからこそ、しっかりとした監査が必要かと思いません。
- ・ 保育施設の質の低下が懸念されている昨今、原則としての実地検査をやめてしまうことに強く反対です。特に0歳児などの子どもは、何か問題が起きていても誰かに伝える術を持ちません。そして、親も保育施設内のことは、隠されてしまえばわかりえませんが、そんな中、実地でなくても良い、としてしまえば、問題を隠蔽しやすくするだけです。
- ・ 当方は検査を受ける立場だが、多額の施設給付費をいただいていることもあり子どもの環境・安全のことを思えば妥当。書類の精査などは紙やオンライン上で可能かと思うが、子どもや施設の様子などは簡易でも、10分でも実際に見ていただく方が、異変にも気付きやすいのではないかと。
- ・ ごく一部の稀な例だとしても、多額の税金が当てられるなかで、子どもの安全について見過ごされる事態があるかもしれないと思うと法的根拠は残しておいてほしいと同時に、現状で抑止力になっているかもしれないと思う。
- ・ また検査員とのやり取りの中では気づきや学びもあるので、負担やお手数はおかけするが歓迎するので来てください。
- ・ 私自身は保育園に勤める身ですが、第三者評価などよりも指導監査の結果を施設名を明らかにして、ホームページなどで公表していただくようにしてほ

しいと考えています。そうすれば、より保育施設の質の向上にもつながりますし、保育園を選ぶ保護者のためにもなります。そして、劣悪な施設で働いている保育士の処遇改善にもつながります。

- ・ 書面などやりモートによる指導監査を目指すのではなく、しっかりとした情報公開を行ってほしいと思います。そのうえで情報公開に努めた施設へは処遇の向上、運営費の向上などを行ってほしいと考えています。ちなみに第三者評価がそれに該当するのでは？との指摘も言われますが、第三者評価は評価を行う者の主観でかなり左右されますし、一部は”袖の下”を渡しているということも聞きます。ですので、指導監査の結果が客観的な評価ですので、ぜひとも検討していただければと存じます。
- ・ 担当の方との質疑応答の中で確認できるポイントもあり、日々は子どもたちに向かうことに精一杯の我々も、さまざまな観点から園の運営を見直せます。
- ・ 実地検査のやり方について、先進的な取り組みをしている自治体の取り組み例を収集し、できていない自治体の担当職員の力量の底上げを図るべきであって、能力の低い行政職員の「意味が無い」との言い訳を真に受けて、実地検査をやらなくてもよい、というような「規制緩和」をするのは、本末転倒です。